

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先			
					R5年			R6年						R6年							
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に対応するために柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。																			(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)、「グローバル展開型」	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、「回復型賃上げ・雇用拡大枠」[デジタル枠]「グリーン枠」を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3~5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします(回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く)。	● (14次) R5.1/11~R5.4/19 ● (15次) R5.4/19~R5.7/28 ● (16次) R5.7/28~R5.11/7	■補助上限: ・一般型[通常枠]750万円~1,250万円(※) [回復型賃上げ・雇用拡大枠]750万円~1,250万円(※) [デジタル枠]750万円~1,250万円(※) [グリーン枠]1,000万円~2,000万円(※) ・グローバル展開型3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・一般型 [通常枠] 1/2、小規模事業者等 2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3 [デジタル枠] 2/3 [グリーン枠] 2/3 ・グローバル展開型 1/2、小規模事業者等2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053														
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<通常枠(A・B類型)>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。 自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	<A類型> ・公募要領に定める6つの共通プロセスのうち、「共P-01~各業種P-06」から必ず1つ以上の業務プロセスを担うソフトウェアである必要があります。 <B類型> ・公募要領に定める「共P-01~汎P-07」の内、必ず4つ以上を担うソフトウェアである必要があります。	● R5.3/28~ ● R5.8/1~R5.12/25	■補助対象経費:ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分)・導入関連費 ■補助率:1/2以内 ■補助金額: <A類型>5万円~150万円未満 <B類型>150万円~450万円以下	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 IP電話TEL:050-3133-3272														
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<セキュリティ対策推進枠>	生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等においてサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや中小企業・小規模事業者等の生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援を行います。	中小企業・小規模事業者等	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス	● R5.3/28~ ● R5.8/1~R5.12/25	■補助対象経費:サービス利用料(最大2年分) ■補助率:1/2以内 ■補助金額:5万円~100万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 IP電話TEL:050-3133-3272														
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	①申請者は、IT導入支援事業者により事務局に対して事前に登録されたITツールの中から導入するITツールを選択し交付申請を行う。その際、選択したITツールは上表4つの大分類中の大分類I「ソフトウェア」のカテゴリ1に区分されるもので「会計・受発注・決済・EC」の機能を1種類以上含んでいる必要がある。 ②大分類II「オプション」、III「役務」、IV「ハードウェア」に係る各経費を申請する場合は、大分類I「ソフトウェア」と併せて交付申請する必要がある。 ③大分類IV「ハードウェア」を補助対象経費として申請する場合は、そのハードウェアが大分類I「ソフトウェア」の使用に資するものであること。	● R5.3/28~ ● R5.8/1~R5.12/25	■ITツール:補助率2/3~3/4以内、補助上限額350万円 ■PC・タブレット・プリンター・スキャナー:補助率1/2以内、補助上限額10万円 ■レジ・券売機等:補助率1/2以内、補助上限額20万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 IP電話TEL:050-3133-3272														
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)>	取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して当該ITツールを供与する場合には、その導入費用の一部を支援することにより、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上及びインボイス制度への対応を促進することを目的とする。	中小企業・小規模事業者等	インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの	● R5.5/19~R5.7/31 ● R5.8/1~R5.12/25	■補助率 ・中小企業・小規模事業者等:2/3以内 ・その他の事業者等:1/2以内 ■補助金額 ・ITツール:350万円以下 ■補助対象経費 クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 IP電話TEL:050-3133-3272														
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)>	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。	・商工団体等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体 ・複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム	本事業では、サプライチェーン、商業集積地において、補助事業者が参画事業者を取りまとめて、補助事業グループとして実施する下記の事業経費を補助対象とする。また、1申請において、補助上限額内であれば、下記の事業を複数にわたって実施することも可能である。 (1)基盤導入経費 デジタル化基盤導入類型にて、補助対象経費として定義されているITツール (2)消費動向等分析経費 上記(1)基盤導入経費以外で補助事業で用いられるITツール (3)その他経費 ①代表事業者が補助事業グループを取りまとめるために要する経費 ②外部専門家による導入・活用支援にかかる費用	● R5.3/28~R5.7/31 ● R5.8/1~R5.11/27	(1)基盤導入経費 ・350万円以下、2/3~3/4以内 (2)消費動向等分析経費 ・50万円×参加事業者数、2/3以内 (3)その他:代表事業者が参画事業者を取りまとめるために要する事務費、外部専門家謝金・旅費 ・((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額もしくは200万円のいずれか低い方、2/3以内	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 IP電話TEL:050-3133-3272														

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R5年 募集期間(→)												R6年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
呉市	<small>補</small> 中小企業等事業再構築促進事業への追加支援	日本製鉄呉地区の休止方針やコロナ禍への対応等で事業の再構築に挑戦する事業者の方で、国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援を行います。また、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、さらに加算措置を行います。	国の中小企業等事業再構築促進事業で採択を受け、呉市内で事業を実施したものが対象です。	<ul style="list-style-type: none"> 国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、呉市内において事業を実施した者 市税の滞納がない者 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者 															■補助額 (1)最大300万円(事業者負担の1/10)を交付(上乗せ) (2)加えて、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、影響度(日本製鉄との取引割合)に応じて、最大300万円を交付(日鉄加算) ※補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先						
					R5年			R6年						R6年										
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
廿日市	国の制度活用サポート補助金	国の「事業再構築補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を活用して、新分野展開等の取組又は設備投資による生産プロセスの改善等の取組を行う中小企業等の支援を目的として、当該補助金の申請に係る計画書作成費等(専門家費用など)を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所(法人の場合は本社)があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬 ② 廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会に属する認定支援機関等が適当と認めた金融機関・商工会等に事前相談を行うこと ■補助対象経費 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬	R4.4/6~R5.2/28 → R5.3/15 R5.4/6~R6.1/31																		■補助率:10/10 ■補助金額:上限20万円 ※国の採択・不採択に関わらず申請可能 ※不採択の場合は2回目(上限10万円)申請可能(1事業者2回まで申請可能)	新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会 廿日市商工会議所 TEL:0829-20-0021
	運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、原油価格や物価高騰の影響を受ける市内運輸事業者を対象に、燃費向上による輸送コスト低減やCO2削減による環境負荷低減を図るため、エコタイヤ等(エコタイヤ及び再生タイヤ)の導入を支援します。	廿日市市内に本店又は主たる事業所を有する運輸事業者のうち、広島県「運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業」を受給した者			R5.1~R5.3/10																		■補助金額:(エコタイヤ等の導入に係る総費用の2/3)-(広島県の補助額) ※補助上限100万円/社
江田島市	江田島市事業再構築補助金等活用促進支援金	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	■対象事業者 全てを満たす者。 (1)江田島市内に所在し、事業を行っている中小企業事業者 (2)個人においては、江田島市内に住所を有しており、事業収入を得て確定申告を行っている者 (3)国の事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の採択を受け、事業を実施し、令和4年3月31日まで補助額の確定を受けている者 (4)前年度以前の市税の滞納がない者等 ■補助対象事業費 事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の事業者負担額(消費税を除く)																				<中小企業等事業再構築促進事業> ■支援金額:200万円(上限額) ■補助率:1/10 <生産性革命推進事業補助金> ■支援金額:30万円(上限額) ■補助率:10/10	江田島市 産業部交流観光課商工・交流係 TEL:0823-43-1632
	江田島市事業チャレンジ応援支援金 ~経営継続のため新商品開発などに挑む中小企業等に支援~	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	■対象事業者(全てを満たす者) 【共通事項】 ①市内に事業を実施する拠点を置く中小企業者 ②納期限の到来した市税を滞納していない者 ③各種法律、政令、省令その他の関係法令を遵守している者 ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的勢力でない者又はこれらと関係を有しない者等 【起業支援金】 ①大企業の出資率が1/2未満である者 ②江田島市商工会が実施する創業塾を受講した者又は当該年度中に江田島市商工会が実施する創業塾を受講することとして、申請に必要な書類を中小企業診断士等の専門家の診断を受けている者 ③江田島市商工会に加入している者 ④3年以上継続して江田島市商工会の経営指導を受ける者等 【チャレンジ支援金】 ①市内で新たな商品開発や商標登録などのブランド化、販路拡大等に取り組む者であって、上記事項の全てに該当する者			R4.6/17~R5.3/10																		(1)起業支援金 ・補助率:1/2 ※加算補助率(市内事業者から調達等した場合):2/3 ・補助上限額:100万円 (2)チャレンジ支援金 ・補助率:3/4 ※加算補助率(市内事業者から調達等した場合):4/5 ・補助上限額:50万円

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。